

指導・監査について

福祉総務課 指導監査係

- ・有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む)

目次

1. 有料老人ホームの指導監査について

指導監査にかかる全体的な説明をします。

(法的根拠、サ高住の指導監査、指導監査時の確認項目、指導監査実施の流れについて)

2. 令和2年度指導監査において指摘・指導が多かった項目等について

令和2年度の指導監査において指摘・指導が多かった項目及び注意していただきたい項目です。

項目ごとに、「・」は指導監査の際に確認された内容、「⇒」は指導に伴う留意事項及び具体例などを記載しています。

3. その他運営上の留意事項について

厚生労働省等が提示するマニュアルや通知について、そのURLを掲載します。ご一読ください。

1 有料老人ホームの指導監査について

1 有料老人ホームの指導監査について

指導監査の実施にあたっての法的根拠は以下のとおりです。

老人福祉法 第29条第11項

指導監査

都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与(将来において供与をすることを含む。)を委託された者(以下「介護等受託者」という。)に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

1 有料老人ホームの指導監査について

法令に違反すると認めるときに、行政処分等につながるケースも想定されます。

老人福祉法 第29条第13項 改善措置命令

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

老人福祉法 第29条第14項 事業停止命令

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

1 有料老人ホームの指導監査について

<確認項目>

指導監査における確認については、前頁までの法的根拠等を踏まえ、

「長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」
に基づき行っています。

(「非常災害対策」など別途通知がある場合は、当該通知に基づく指導も併せて行います。)

※「長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」は長崎市ホームページの「有料老人ホームについて」
(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/388000/p002145.html>)に掲載しています。

1 有料老人ホームの指導監査について

＜サービス付き高齢者向け住宅＞

- ① 入浴、排せつ、食事の介助
- ② 食事の提供
- ③ 洗濯、掃除等の家事
- ④ 健康管理

上記いずれかの1つ以上を行う場合、老人福祉法第29条第1項に定義される有料老人ホームに該当します。(サービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法第29条第1項に基づく届出は不要です。)

※「長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」1(10)のとおり、サービス付き高齢者向け住宅については、当該指針のうち、2(設置者)、3(立地条件)、4(規模及び構造設備)、5(既存建物等の活用の場合等の特例)及び9(事業収支計画)の規定は適用されません。これ以外の規定については当該指針に基づいた運営を行ってください。

1 有料老人ホームの指導監査について

<指導監査実施の流れについて>

①【長崎市】指導監査実施通知の発送

(実施日の概ね1か月前に、実施日時・対象施設又は事業所・当日準備資料・事前提出資料などの案内をお知らせします。)

②【事業者】事前提出資料の提出

(指導監査実施日の概ね1週間前までに、福祉総務課あて郵送又は持参していただきます。)

③【指導監査 当日】

(対象施設に市職員が訪問します。当日準備資料の確認や管理者などの職員に対して聴き取りを行い、基準等に適合しているかを確認しますので、ご対応願います。)

④【長崎市】指導監査の結果通知の発送

(指導監査の結果を文書により通知します。改善すべき事項があれば、すみやかにご対応ください。)

⑤【事業者】文書指摘事項の回答について

(指導監査の結果通知の中で文書指摘事項がある場合は、通知に示す期限日までに改善状況の回答及びその挙証資料を福祉総務課まで提出してください。)

- 2 令和2年度指導監査において指摘・指導の多かった項目等について
- ※【指導指針】は、長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針を示しています。

2 令和2年度指導監査において指摘・指導の多かった項目等について

<非常災害対策>

・風水害や地震等の自然災害に係る訓練を行っていない。

⇒ 訓練の実施については、消防訓練と同日でも構いませんが、消防訓練と自然災害にかかる訓練をそれぞれ行ってください。

参考通知:「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号)」

・災害時に備え、入所者及び施設職員の概ね3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めていない。

⇒ 入居者分だけでなく、施設職員分も含めた概ね3日間の備蓄に努めてください。

参考通知:「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について(平成29年2月20日雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号)」

※令和2年7月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

火災や自然災害はいつ発生するかわかりません。当事者意識を持ち、ご対応いただきますようお願いいたします。

2 令和2年度指導監査において指摘・指導の多かった項目等について

<身体的拘束>

【指導指針8 サービス等】

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っていない。

⇒ 実際に身体的拘束等を行っている入居者がいない場合であっても、当該委員会を開催する必要があります。

身体的拘束等を行っている入居者がいない場合の当該委員会の議題としては、「身体的拘束等の適正化のための指針の職員間の確認共有」や、「当該施設の入居者が万一、身体的拘束等が必要になった場合を想定して、その時どのように対応するか」等が考えられます。

・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。

⇒ 実際に身体的拘束等を行っている入居者がいない場合であっても、当該研修を実施する必要があります。

2 令和2年度指導監査において指摘・指導の多かった項目等について

<身体的拘束>

【指導指針8 サービス等】

・身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。

⇒ 参考に国が介護保険事業所等に示す解釈通知に当該指針に盛り込むべき具体的な項目を以下(1)～(7)のとおり規定しています。

(1)施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

(2)身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(3)身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

(4)施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

(5)身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

(6)入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

(7)その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

また、「身体拘束ゼロへの手引き(2001年3月 厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 発行)」などを参考として、それぞれの施設の考え方を固めたうえで当該指針を作成してください。

2 令和2年度指導監査において指摘・指導の多かった項目等について

<虐待防止>

【指導指針8 サービス等】

・虐待防止について、1年に1回以上職員に対し研修を実施していない。また、その研修内容及び出席者等を記録していない。

⇒ 高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。このため、事業者は職員に対する虐待防止に係る研修の実施などの措置を講じる必要があります。

厚生労働省が行う令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00003.html）においても、虐待の発生要因として「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多くなっていることから、研修の重要性がわかります。

2 令和2年度指導監査において指摘・指導の多かった項目等について

<衛生管理>

【指導指針6 職員の配置、研修及び衛生管理】

・食中毒及びインフルエンザ対策等の衛生管理について、1年に1回以上職員に対し研修を実施していない。

⇒ 現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応を徹底いただいていることと存じます。利用者の生命・身体の安全を守るためにも、今後とも引き続きご対応いただきますよう、お願いします。

当該研修についても、感染症拡大防止に資するものと考えますので、実施願います。

<事故防止、事故報告>

【指導指針11 契約内容等】

・事故発生防止に係る職員研修について、1年に1回以上実施していない。

⇒ 利用者の生命・身体の安全を守るうえで重要であるため、1年に1回以上研修を実施してください。やむを得ず研修に参加できなかった職員に対しても資料を共有する等周知徹底に努めてください。(他研修においても同様です。)

2 令和2年度指導監査において指摘・指導の多かった項目等について

<預り金>

【指導指針8 サービス等】

・入居者から金銭及び書類を預かる場合において、内容を書面で確認していない。

⇒ 預かり証等の書面を交わさずに預かっている事例がありました。後から、預けた、預けていないなどとトラブルにならないためにも、書面での確認を必ず行ってください。

・金銭等の具体的な管理方法、当該入居者又はその身元引受人等への定期的報告等を定めた預り金管理規程を作成していない。

⇒ 人によって対応が異なるなど曖昧な取り扱いをすると、後からトラブルになりかねません。預り金管理規程を作成し、当該規程に則った運用を行ってください。

・通帳と印鑑の管理について、別々の管理者を定めず、保管場所も別々とせず、保管場所の金庫等の鍵についても、別々に管理していない。

⇒ 職員1名(管理者含む。)のみの管理は事故の元となります。事業者の責任として内部牽制体制をしっかりと確立してください。

2 令和2年度指導監査において指摘・指導の多かった項目等について

<重要事項説明書>

【指導指針11 契約内容等】

・重要事項説明書について、現在の「長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める様式に基づき作成していない。また、別添1及び別添2を添付していない。

⇒ 後から、話が違う、聞いていない、などとトラブルにつながることを考えられますので、重要事項説明書など契約内容を入居希望者に説明する書類は1年に1回程度見直しを行うなどし、内容に誤りがないよう徹底してください。当該様式は長崎市ホームページの「有料老人ホームについて」(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/388000/p002145.html>)

の参考様式に掲載しています。

・サ高住の事業者において、有料老人ホームとしての重要事項説明書を作成し、入居希望者に説明及び交付を行っていない。

⇒ サ高住の場合は、サ高住の重要事項説明書だけでなく有料老人ホームの重要事項説明書も作成し、入居希望者に対し説明及び交付を行う必要があります。また、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行ってください。

2 令和2年度指導監査において指摘・指導の多かった項目等について

< 契約内容 >

【指導指針11 契約内容等】

・利用料の改定にあたって、入居者にその根拠を説明し書面にて同意をもらっていない。

⇒ 利用料等の改定のルールを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくとともに、利用料等の改定にあたっては、その根拠を入居者に明確にしてください。

また、後から料金改定の説明がなかった、などとトラブルにならないように、書面にて同意の署名などをいただくようにしてください。

2 令和2年度指導監査において指摘・指導の多かった項目等について

<前払金>

【指導指針10 利用料等】

・前払い金に係る保全措置について、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームにおいても令和3年4月1日以降は法的義務付けとなるが、適切な保全措置を行っていない。

⇒ 前払金方式を利用する事業者は、老人福祉法第29条第7項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」に規定する必要な保全措置を講じなければなりません。

【保全措置】

- ①銀行等による保証委託契約の締結
- ②保険会社による保証保険契約の締結
- ③信託会社等による信託契約の締結
- ④①～③に準じるものと都道府県知事が認めるもの（公益社団法人全国有料老人ホーム協会の「入居者生活保証制度」）

2 令和2年度指導監査において指摘・指導の多かった項目等について

<勤務状況の明確及び勤務表の作成>

【指導指針8 サービス等】

・有料老人ホーム及び介護保険事業所等の業務を兼ねる職員について、勤務時間をそれぞれに区分して勤務表を作成・管理していない。

⇒ 勤務状況を明確にする観点から、有料老人ホームの業務に従事する時間と介護保険事業所の業務に従事する時間は区分する必要があります。

特に有料老人ホームと併設されている事業所(訪問介護事業所等)との区分が曖昧になっている事例が多く見受けられます。

有料老人ホームの業務に従事した時間は、兼務する介護保険事業所等の勤務時間には含まれないので注意が必要です。下の例のとおり、常勤換算後の数値が人員基準に関わる事業の場合、正しく管理していないと人員基準違反となる恐れがあります。

(例) 常勤の勤務時間が4週で160時間と定められている事業所の場合

兼務職員	勤務場所	勤務延べ時間数	常勤換算方法	常勤換算後
職員Aさん	有料老人ホーム	80時間	$80 \div 160$	0.5
	訪問介護	80時間	$80 \div 160$	0.5

2 令和2年度指導監査において指摘・指導の多かった項目等について

<有料老人ホーム情報の報告>

【指導指針12 情報開示】

・有料老人ホーム情報を市長に対して報告していない。

⇒ 有料老人ホームの設置者は老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を市長に対して報告しなければいけません。

長崎市においては定期報告として、「毎年7月1日現在において、次に掲げる書類を同月末までに市長に提出しなければならない」としています。

(1) 有料老人ホーム重要事項説明書

(2) 有料老人ホーム情報開示一覧表(第6号様式)

(3) 直近の事業年度の貸借対照表・損益対照表等の財務諸表

(4) 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、当該他業又は親会社に係る直近の事業年度の貸借対照表・損益対照表等の財務諸表

3 その他運営上の留意事項について

3 その他運営上の留意事項について

★新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために

厚生労働省のホームページの次のページも参考にしてください。

- ・介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)
- ・介護職員にもわかりやすい感染対策の動画まとめページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html)
- ・介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html)

3 その他運営上の留意事項について

★**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために**
厚生労働省が提示する次のマニュアルも参考にしてください。

- ・介護現場における(施設系 通所系 訪問系サービスなど)感染対策の手引き 第1版 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>)
- ・概要版 介護職員のための感染対策マニュアル (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>)
- ・介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704782.pdf>)
- ・感染対策普及リーフレット (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678258.pdf>)

3 その他運営上の留意事項について

★レジオネラ症の対策のために

厚生労働省が提示する次のマニュアルも参考にしてください。

・循環式浴槽におけるレジオネラ症対策

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル(平成13年9月11日健衛発第95号)」(※令和元年12月17日改正)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000577571.pdf>)

・レジオネラ症対策

「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について(平成15年7月25日社援基発第0725001号)」

(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb4103&dataType=1&pageNo=1)

※当該通知に「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(平成15年7月25日厚労省告示第264号)(平成30年8月3日一部改正)」を提示しています。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/rezionerashishin.pdf>)

3 その他運営上の留意事項について

★食中毒・各種感染症の対策のために

厚生労働省が提示する次のマニュアルも参考にしてください。

・調理施設関係

「大量施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号別添)(最終改正:平成29年6月16日付け生食発0616第1号)」

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000168026.pdf>)

・感染症対策

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(2019年3月)」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html)

3 その他運営上の留意事項について

★虐待防止のために

厚生労働省や長崎市が提示するマニュアルなどを参考にしてください。

- ・ I 高齢者虐待防止の基本 (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf>)
- ・長崎市ホームページ 高齢者虐待に関すること (<https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/430000/434000/p031115.html>)

★身体的拘束廃止のために

厚生労働省が提示するマニュアルなどを参考にしてください。

- ・身体拘束ゼロへの手引き ●高齢者ケアに関わるすべての人に● (https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/torikumi/doc/zero_te_biki.pdf)

3 その他運営上の留意事項について

★非常災害対策のために

厚生労働省が発出する通知などを参考にしてください。

・介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日付け老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号)

(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000153991.pdf>)

・災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について(平成29年2月20日付け雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号)

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokuyoku-Shakai/0000209717.pdf>)

3 その他運営上の留意事項について

★前払金保全措置について

厚生労働省が発出する通知などを参考にしてください。

・厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（平成18年3月31日付け厚生労働省告示第266号）

（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa8020&dataType=0&pageNo=1）

最後に

有料老人ホームの事業運営につきましては、入居者の尊厳を守り、適切なサービスの提供を行うとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していただきますようよろしくお願いいたします。

※今回の集団指導における指導内容は、事業所内における研修等に是非御活用ください。